

日本生活期リハビリテーション医学会認定医の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、日本生活期リハビリテーション医学会認定医制度に関する規則に基づき、日本生活期リハビリテーション医学会認定医（以下、生活期認定医という）になることを目標とする研修ならびに認定に関する手続きについて定めるものである。

(資格)

第2条 生活期認定医として認定を受けられるものは、次の各号に掲げる規定を満たしたものに限る。

- (1) 医師資格取得後6年以上かつ3年以上の生活期のリハビリテーション診療経験を有していること。
- (2) 本医学会加入後連続して2年以上を経過していること。
- (3) 「生活期のリハビリテーション医療にかかわる医師のための研修会」の初級、中級、上級の研修会を全て修了していること。
- (4) 生活期のリハビリテーション医療を担当した10症例の症例報告（1症例1,200字）を提出すること。
- (5) 生活期のリハビリテーション医療及び地域活動の実績を提出すること。
- (6) 日本生活期リハビリテーション医学会学術集会、日本リハビリテーション医学会学術集会、日本リハビリテーション医学会秋季学術集会、日本リハビリテーション医学会地方会学術集会にて生活期のリハビリテーション医学・医療に関する発表（主演者に限る）を1回以上行っていること。

(改廃)

第3条 本内規の改廃は、理事会の承認を経て総会において報告するものとする。

(附則)

- 1 本内規は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 本内規は、令和6年4月3日から施行する。

日本生活期リハビリテーション医学会認定医の生涯教育及び資格更新に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、日本生活期リハビリテーション医学会認定医制度に関する規則第5条に基づき、日本生活期リハビリテーション医学会認定医（以下、生活期認定医）の生涯教育及び資格更新について定めるものである。

(生涯教育基準)

第2条 生活期認定医の資格更新に係わる生涯教育基準は、本第2項に定めるところにより5年間に70単位以上を履修し、生活期リハビリテーション医療に関する活動報告を提出するものとする。

単位の申請には、学会等の参加証あるいはそれに相当する書類のコピー、論文・抄録のコピーを添付する必要がある。生活期リハビリテーション医療に関連する内容か否かは、添付されたコピー等の内容を認定委員会で判断する。

2 更新単位及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 日本生活期リハビリテーション医学会学術集会の参加単位：40単位以上(必須2回)。
 - (2) 別表の(2)(3)に定める日本生活期リハビリテーション医学会生涯教育研修等：30単位以上。
 - (3) 活動報告：さまざまな生活期リハビリテーション医学・医療にかかわる臨床活動、研究活動、研究論文、総説等の原稿、在宅医療についての講演、他、さまざまな活動の報告書など
- 3 10年以上の生活期認定医歴を有し、かつ65歳以上で、更新したのものもしくは理事会で推薦および承認のあったものにあつては、本条第2項の定める履修等を免除し、70歳となる年度の4月1日を起点として生活期認定医（終身）とする。
- 4 60歳以上で生活期認定医を取得したものにあつては、2回更新後に生活期認定医（終身）とする。
- 5 前項3の理事会で推薦および承認のあったものとは、更新の時点で、60歳以上でかつ会員歴20年以上のものを基準とする。

(生涯教育研修)

第3条 生涯教育研修は、次のとおりとする。

- (1) 本医学会学術集会会長が主催する教育講演
 - (2) 本医学会が主催する研修
- 2 生涯教育研修の講習内容や手続き等は、別に定める。

(資格更新)

第4条 生活期認定医の資格更新は、5年毎に行う。

- 2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。
- 3 資格更新手続きは、別に定める。

(改廃)

第5条 本内規の改廃は、理事会の承認を経て総会において報告するものとする。

(附則)

- 1 本規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 日本生活期リハビリテーション医学会認定医生涯教育基準の履修項目及び単位

大項目	項目	履修単位
(1) 学会参加の単位	本医学会学術集会	20単位
(2) 生涯教育研修受講 の単位	本医学会学術集会で行われる教育研修講演	10単位
	本医学会が主催または講演する研修会* ¹	10単位
(3) 学会発表等の単位	本医学会学術集会での特別講演、シンポジウム、 パネルディスカッション、教育講演等の筆頭演者	10単位
	本医学会学術集会での一般発表（口演・ポスター） の筆頭演者	10単位
	本医学会が主催する研修会での教育講演、実習担 当者* ¹	10単位
	日本リハビリテーション医学会の参加	10単位
	日本リハビリテーション医学会地方会の参加	5単位

<註>

*1 年度毎に定める。